

くにたち北高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

くにたち北高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 くにたち北高齢者在宅サービスセンター
所在地 国立市北 3 丁目 2 番

2 指定管理者の名称及び所在地

名 称 社会福祉法人弥生会
所在地 国立市泉 3 丁目 1 番地の 6

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで